

雇用に係わるコンサルティングの基本契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と、Y AND F ASSOCIATES 合同会社（以下「乙」という）は、甲の求人について以下のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し人材の募集・面接選考等に関するコンサルティング業務を依頼し、乙はこれを承諾して、信義誠実の原則に基づき甲の依頼に応えるものとする。

（申し込みの取り消し）

第2条 甲が、個別の依頼の取り消しをする場合は、速やかに乙に書面により通知をしなければならない。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た選考対象者など第三者に関する情報ならびに、甲乙相互の情報に関して守秘義務を負うものとし、本契約終了後においても同様に継続するものとする。また、個人情報を提供する際には、当該個人情報の収集、保管、利用について本人に事前の同意を得るものとする。

（個別業務の完了）

第4条 個々のコンサルティング業務は、乙の選考した求職者の中から甲が採用する者（以下「内定者」という）を決定し、内定者が甲に入社したとき完了する。

（コンサルティング料金と支払い規定）

第5条 内定者が甲に入社したとき、甲は、乙に対し以下の料率によりコンサルティング料金を支払うものとする。ただし、別途消費税を支払うものとする。甲はこのコンサルティング料金を内定者の入社した日から1ヶ月以内に乙指定の銀行口座に振り込むものとする。

コンサルティング料金・・・・・・・・・・内定者の理論年収の 30%

ここにいう理論年収とは、月額固定給（通勤手当を除く）の12ヶ月分と平均賞与額（甲の定める賞与算定基準額に、前年度の甲の平均賞与月数を乗じたもの）とを合計して算定するものとする。なお、甲が年俸制を採用している場合は年俸額（月俸の12ヶ月分及び保証された業績年俸）を理論年収とする。

（コンサルティング料金の返金）

第6条 内定者が、甲に入社後、自己都合による退職又は甲の就業規則に基づき解雇に至った場合、乙は甲に対し、第5条に基づき支払われたコンサルティング料金を以下のとおり返金するものとする。ただし、別途消費税を支払うものとする。

入社後1ヶ月以内・・・・・・・・・・コンサルティング料金の 80%

入社後3ヶ月以内・・・・・・・・・・コンサルティング料金の 50%

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力が、当該取引の相手方となることを拒絶し、当該取引が開始された後に、相手方が反社会的勢力であると判明した場合や相手方が不当要求を行った場合は、契約を解除してその相手方を取引から排除するものとする。

（契約の有効期限）

第8条 本契約の有効期間は、契約日から満1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（管轄裁判所）

第9条 本契約または個別契約から生ずる甲乙間の争いについては、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

（誠意条項）

第10条 本契約に定めのない事項については、甲、乙双方が誠意をもって話し合い解決するものとする。

本契約書を二通作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

年 月 日

（甲）

（乙）住所 160-0023

東京都新宿区西新宿 7-18-18, 新宿
税理士ビル別館 313 号

社名 Y AND F ASSOCIATES 合同会社
代表 吉野 隆

厚生労働大臣許可番号 14・コ・300984